平成29年度第2回対策本部会議提案 審議・報告・その他

提出日:平成29年8月17日 担当部・課:福祉部生活再建支援課 復興事業部集団移転推進課

① 件 名

被災者住宅再建事業等において応急仮設住宅返還届等の提出を求めることについて

② 施策等を必要とする背景及び目的(理由)

【背景】

恒久的住まいへの移転を終え、又は住宅再建を終えたにもかかわらず、仮設住宅を返還しない、 いわゆる不適正使用が多数あり、不適正使用者の調査、連絡、返還命令通知、訪問指導等のため、 多くの職員が対応に追われている。

しかし、次々に倉庫利用等が発生し、一向に不適正使用は減らない現状であるため、今後、新たな不適正使用が発生しないようにする対策が必要となっている。

【目的】

新たな不適正使用の発生を防ぐとともに仮設住宅の返還を促し、プレハブ仮設住宅の集約と解消 に資することを目的とする。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令等】

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け:有・無 又は 〔個別計画との整合性〕】 被災者自立再建促進プログラム

④ 提案に至るまでの経過(市民参加の有無とその内容を含む。)

【経過】

平成26年7月 移転済にもかかわらず仮設住宅返還がなされない事例があるため、復興公営住宅 等移転補助金の交付にあたり、仮設住宅返還を要件とする。

平成26年9月~ 仮設住宅の倉庫利用が入居契約違反である旨を市報で周知(随時掲載)

平成28年12月 仮設住宅入居世帯の生活実態及び住宅再建状況調査

平成29年2月~ 不適正使用世帯の状況調査、返還命令通知及び第1回一斉訪問指導開始

・ 6月~ 不適正使用世帯への第2回一斉訪問指導開始

⑤ 主な内容

【改正等の内容】

- 1 石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金交付要綱の一部改正
 - (1) 補助金の交付対象者の要件として、次の規定を追加する。

「災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき応急仮設住宅の供与を受けた者にあっては、応急仮設住宅の返還届等を提出していることを補助金の交付対象者の要件とする(当該応急仮設住宅の入居者である被災者であって、補助金の交付対象者と異なる住まい(再建先)へ移転する者がある場合において、当該入居者が引き続き応急仮設住宅に居住している場合を除く。)。」

- 2 東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業補助金交付事務取扱要領の制定
 - (1) 補助金の交付対象者の確認事項として、次の規定を制定する。

「災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき応急仮設住宅の供与を受けた者にあっては、応急仮設住宅の返還届等の確認を行う(当該応急仮設住宅の入居者である被災者であって、補助金の交付対象者と異なる住まい(再建先)へ移転する者がある場合において、当該入居者が引き続き応急仮設住宅に居住している場合を除く。)。」

- 3 東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付事務取扱要領の一部改正
 - (1) 補助金の交付対象者の確認事項として、次の規定を追加する。

「災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づき応急仮設住宅の供与を受けた者にあっては、応急仮設住宅の返還届等の確認を行う(当該応急仮設住宅の入居者である被災者であって、補助金の交付対象者と異なる住まい(再建先)へ移転する者がある場合において、当該入居者が引き続き応急仮設住宅に居住している場合を除く。)。」

⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

影響 補助金の受給にあたり、仮設住宅の返還を要することとなり、不適正使用の新たな発生を 防ぐことができる。

効果 プレハブ仮設住宅の早期解消

財源 特に財源の問題なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

他自治体では事例なし

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成29年9月

石巻市東日本大震災被災者住宅再建事業補助金交付要綱の一部改正 (10月1日施行) 東日本大震災に伴う石巻市防災集団移転促進事業補助金交付事務取扱要領の制定

(10月1日施行)

東日本大震災に伴う石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付事務取扱要領の一部改正 (10月1日施行)

9 その他

なし